

帝塚山学院大学 緊急時の対応マニュアル

地震、水害等の自然災害及び火災・長時間停電等の緊急時における対応策を、以下の通り定める。
なお、一般的な緊急対応は「帝塚山学院大学大学危機管理基本マニュアル」に定められており、本対応マニュアルは動物実験に特化した事項について定めるものである。

1. 動物実験施設利用者用の対応マニュアル

1) 初期対応（生命、安全確保の優先）

生命・安全確保を最優先に考えて行動する事。

地震発生時：揺れが収まった後、飼育保養室／実験室の損壊や、火災発生に注意して行動する。

火災発生時：可能であれば初期消火を行う。不可能な場合は避難を優先する。

2) 実験中の動物への対応

実験中の動物はケージや動物用コンテナに収容し、さらに可能であれば飼育保養室へ戻す。

地震発生時はケージの転落・飼育保養室内における逸走が想定されるため、飼育保養室ドアにねずみ返し
が設置されていることを確認して、内部を確認するなど注意する。停電等により確認できない場合は無理
にドアを開けず、動物ケージを前室の床に置くなど、逸走防止に万全を期すこと。

3) 使用中の機器への対応

停止可能な機器は停止させ、電源を切る。

4) 使用中の薬品への対応

平時より必要最小限の薬品のみとし、不要な試薬を飼育保養室に保管しない。

火災発生時：危険物・可燃物は、可能ならば延焼の危険性のない場所へ移動させる。

地震発生時：落下により破損しないように床の上に置く。

5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応。

直ちに使用を中止し、元栓を閉じる。

6) エレベーター使用時の対応

直ちに近くの階に停止させて脱出する。脱出困難な場合は非常ボタンを押して救助を求める。また
動物をケージで搬送中の場合は、逸走させないように特に注意する。

7) 飼育保養室、実験室からの脱出

緊急脱出が必要な場合は、実験動物の逸走を防ぐため、飼育保養室、実験室の出入口ドアを閉じて、
すぐに脱出する。緊急脱出が不要な場合は、通報を先に行い、責任者の指示にしたがう。緊急脱出の
必要性が不明な場合は、脱出を優先する。

8) 通報

火災発生時：大声で助けを求め周囲に事態を知らせる。周囲に誰もいないときは、緊急通報する。
火災報知機があれば押す。

- ・学外通報先：119番、
- ・学内通報先：総務課内線322番、守衛室内線369番

地震発生時：揺れが収まった後、緊急連絡網にしたがって通報し、適切な指示にしたがって行動する。

2. 緊急連絡網

<平日昼間>

動物実験担当者



実験動物管理者 (内線：376)



動物実験委員会委員長 (内線：322)



総務課 (内線：226)



学長 (内線：377)

<夜間、休日>

守衛室 (内線：369)



動物実験委員会委員長 (携帯 090-7552-0879)



学長 (内線：377)

3. 学内および学外への連絡体制

○事務職員の勤務時間内（平日午前9時から午後5時） 総務課（内線226）

○事務職員の勤務時間外（平日午後5時から午前9時および休日） 守衛室（内線369）

実験動物管理者等は、動物実験室における被害状況を把握し、速やかに学長及び関連部署に報告する。

（報告事項） 人身事故の有無、実験動物への被害、薬品の保管状況、建物・設備等の被害、

ライフラインの状態、物的・人的援助の必要性、その他

1) 学内への報告

動物実験委員会委員長は、学長、事務局長、総務課に状況報告を行うとともに、必要に応じて速やかに支援の要請を行う。

2) 堺市への報告

動物の逸走により周辺環境汚染の恐れがある場合、動物実験委員会委員長は、動物実験を担当するチームを通じて、環境業務課（072-228-7428）へ状況報告を行う。

3) 文部科学省への報告 大阪府への報告と併せて、動物実験委員会委員長は、研究振興局ライフサイエンス課へ報告を行う。

○文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命科学研究係

TEL 03-5253-4111（内線4366） TEL 03-6734-4366（直通）

4) 公私立大学実験動物施設協議会への報告

公私立大学実験動物施設協議会 TEL 03-5363-3776

5) 警察署、消防署、保健所等への報告 必要に応じて、動物実験委員会委員長は報告を行う。

4. 復旧マニュアル

1) 初期対応

本マニュアル上記 1～4 にしたがって対応する。

小規模災害の場合は、安全が確保され次第すみやかに、次の①～⑥の対応を行う。

- ① 実験動物の生存状況を確認する。(逸走に注意して飼育保養室ドアを開けること)
- ② 飼育保養室内に逸走動物がいればケージに収容する。飼育保養室の外に逸走した動物が確認された場合は、緊急連絡網にしたがって対応し、捕獲に尽力する。
- ③ 給餌・給水を確保し、床敷きを交換する。
- ④ 飼育に必要な物品(飼料など)の保管量を確認する。
- ⑤ 電気・水道・空調設備などの状況を確認する。
- ⑥ 施設状況などから飼育の継続が困難と判断される場合、飼育管理者・実験責任者と連絡を取りながら安楽死について検討する。

2) 災害発生から 1 週間以内の対応(中規模災害以上)

飼育施設の安全を確認後、以下の対応を行う。

- ① 被害状況の把握
- ② 動物実験実施者等の出勤状況の把握・管理責任者の指示確認
- ③ 責任者の指示を仰ぎながら、1) 初期対応の①～⑥と同じ対応を行う。
- ④ 動物屍体保管庫の確認
- ⑤ 連絡体制網と対応については、本マニュアル 1～3 にしたがう。

3) 災害等からの復旧が長期化する場合の対応

- ① 緊急連絡網の指揮系統の下で、飼育管理体制の再構築を行う。
- ② 再構築した管理体制の下で、以下について適切に対応する。
 - ・ 生存している実験動物があれば、その飼育継続が可能か検討する。不可能な場合は、安楽死を検討する。
 - ・ 飼育施設の機能回復について検討する。
 - ・ その他の想定外の事象については、すべて再構築した管理体制の下で責任者の指示を仰ぐ。

4) マスコミや近隣住民からの質問あるいは取材等に対する対応

大学危機管理委員会に一任する。

5. 緊急時への備え

以下の事項について、日頃から適切に対応していること。

- 1) 飼料・飲水・床敷きの備蓄(おおよそ1か月程度を用意する)
- 2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適正な管理と保管
- 3) 各種機器類の固定
- 4) 非常口の確保と点検
- 5) 避難経路の確認

6) 緊急時に必要となる資材（懐中電灯など）、安全保護具等の確認。

6. マニュアルの適切な改訂について

本マニュアルは関連規程、指針などの改正等に適切に対応するため適宜改正し、本学安全管理委員会が管理する。

緊急時 具体的事項別対応マニュアル

【地震発生時の対応】

1) 初期対応（生命、安全確保の優先）

作業を中断し、身の安全を確保する。

2) 実験中の動物への対応

動物実験を中止し、速やかにケージ内に収容するとともに、逸走動物がないことを確認する。
手術中の動物の処置を完了できないと判断した場合は、速やかに安楽死を行う。

3) 運転中の機器への対応

機器（オートクレーブ等）を運転している場合は、緊急停止する。

4) 使用中の薬品への対応

発火危険性や有害危険性のある薬品を使用中の場合は、直ちに容器のフタを閉めるなど安全措置を講じた後、落下しないよう床に置く等の対処をする。

5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応

ガス・水道・電気を使用している場合は、直ちに使用を中止する。

6) エレベーター使用時の対応

エレベーターに乗っているときに強い揺れを感じた場合は、直ちに停止ボタンを押して近くの階に停止させ、強制解除脱出を試みる。

強い揺れのため、強制停止したエレベーター内に閉じ込められた場合は、非常ボタンを押し外部と連絡を取り救援を求める。非常ボタンが機能しない場合は携帯電話等外部と連絡が取れる機器を持っていれば、事務局に電話をかけ、救援を求める。

7) 飼育保養室/実験室からの脱出と動物の逃亡防止

飼育保養室や実験室または前室のドアが完全に閉まることを確認し、ドアを閉めてから脱出する。閉まらない場合は、人命を最優先し、可能であれば板で隙間を塞ぐなどの動物の逃亡防止策を講じる。

8) 通報

火災発生時：大声で助けを求め周囲に事態を知らせる。周囲に誰もいないときは、緊急通報する。

火災報知機があれば押す。

・学外通報先：119番

・学内通報先：管理者：内線322、総務課：内線322番、守衛室：内線369番

地震発生時：揺れが収まった後、緊急連絡網にしたがって通報し、適切な指示にしたがって行動する。

緊急連絡網

<平日昼間>

動物実験担当者

↓

実験動物管理者（内線376）

↓

動物実験委員会委員長（内線322）

↓

総務課（内線226）

↓

学長

<夜間、休日>

守衛室（内線369）

↓

動物実験委員会委員長（携帯090-7552-0879）

↓

学長（内線377）

9) 脱出経路の確保

1階の玄関からの退避が難しい場合は、緊急避難口より屋外に退避する経路を確認する。

10) 安否の連絡

別紙緊急連絡網により安否を連絡する。

11) 被害状況の確認と連絡

被害状況を確認し、被害があるようなら実験責任者に被害状況を連絡する。

12) 火災、停電の発生時の対応

下記【火災発生時の対応】および、【停電時の対応】を参照

13) 負傷者がいた場合

心身健康センターに常備されている救急セットを用いて手当てをする。手当てだけでは不十分な場合、病院で治療を受けられるように連絡をとり、手配する。

14) 逸走動物がいた場合

下記【逸走動物発見時の対応】を参照

15) その他、復旧作業

動物実験部門職員と連携し、事態が落ち着いた後、復旧作業を行う。

【火災発生時の対応】

- 1) 周りの人に火事が起こっていることを伝え、協力を要請し、水や消火器を用いて、初期消火活動を行う。
- 2) 自力での消火が無理だと判断したら、平日の場合は総務課（内線 370 番）、休日の場合は守衛室（内線 369 番）に火事の状況と場所を連絡して、消防署に連絡してもらう。どちらにも繋がらない場合は、消防署に連絡する。
- 3) 身の安全を確保し、総務課職員に火災発生を旨を連絡する。
- 4) 消火活動が終了した後、動物の確認を行う。

【停電発生時の対応】

- 1) 作業を中断し、身の安全を確保する。
- 2) 総務課職員に停電の旨を連絡する。

【逸走動物発見時の対応】

マウス・ラット等飼育中の動物が逸走した場合捕獲し、各飼育保養室のケージに収容（飼育中のケージに戻さない）し、総務課に報告する。

利用者が動物の逸走を発見 → 発見者が速やかに動物を捕獲

↓

動物実験委員会委員長に報告

↓

関係各部署と協議し、関係各部署と協議し、適切な対応を講ずる適切な対応を講ずる。

IV. 復旧マニュアル（災害発生から 1 週間以内に行うこと）

- ① 動物実験担当者等は、飼育保養室内外への動物の逸走の有無について確認する。飼育保養室内にて逸走動物を発見した場合には、直ちにケージに収容する。飼育保養室外へ逸走していることが確認された場合には、速やかに学長及び関連部署に連絡する。
- ② 実験動物管理者等は、総務課にガス、水道、電気、空調等の点検を依頼する。
- ③ 実験動物管理者等は、給餌、給水体制の状況を確認し、飼育管理体制を立て直す。
- ④ キャンパス周辺の被害状況および復旧の見通しを確認し、動物の健康管理や適切な飼育管理が困難になると予想される場合には、実験動物管理者および動物実験担当者が協議し、飼育動物を安楽死させる。

V. 緊急時の準備

- ① 飼料、飲水、飼育機材は、約 2 週間の備蓄を行う。
- ② 実験動物管理者は、動物実験担当者に二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適正な管理と保管を行うよう徹底させる。